

令和 7 年 3 月 31 日
沖縄県土木建築部長

沖縄県土木建築部が発注する建設工事に係る最低制限価格制度実施要領等
の一部改正について

みだしのことについて、適正な利益の確保や人材育成等のため、沖縄県建設業審議会の答申に基づき、最低制限価格の設定について改正を行うとともに、ランダム係数の範囲を見直しました。

また、地方自治法施行令の一部改正により、少額随契の基準が見直されることから、対象工事の金額を見直しましたことをお知らせします。

記

1 改正要領について

- (1)「沖縄県土木建築部が発注する建設工事に係る最低制限価格制度実施要領」の一部改正。
- (2)「沖縄県土木建築部低入札価格調査制度要領」の一部改正

2 改正の内容 ※(3)は上記 1 (1)のみ適用

- (1) 令和 7 年 3 月 26 日に提出された沖縄県建設業審議会の答申に基づき、建設工事に係る最低制限価格の算定式を、次のとおり改正する。

【現行】

直接工事費 ×1.00
共通仮設費 ×0.90
現場管理費 ×0.80
一般管理費等×0.70



【見直し後】

直接工事費 ×1.00
共通仮設費 ×0.90
現場管理費 ×0.90
一般管理費等×0.75

- (2) 最低制限価格に係るランダム係数の範囲について、マイナス範囲（0.995～0.999）を廃止し、次のとおり改正する。

（改正前）

「合計額に「0.995」から「1.005」の範囲内のランダム係数を乗じる」

（改正後）

「合計額に「1.000」から「1.005」の範囲内のランダム係数を乗じる」

- (3) 地方自治法施行令の一部改正により、少額随契の基準額が見直されることから、対象工事の金額を、次のとおり改正する。

（改正前）

「予定価格が 250 万円を超える競争入札（総合評価落札方式は除く。）で発注する工事」

（改正後）

「予定価格が 400 万円を超える競争入札（総合評価落札方式は除く。）で発注する工事」

3 適用時期

上記 1 (1) : 令和 7 年 4 月 1 日以降に指名通知又は入札公告を行う案件から適用

上記 1 (2) : 令和 7 年 4 月 1 日以降に入札公告を行う案件から適用

4 その他

実施要領はホームページに掲載

「1-28 沖縄県土木建築部が発注する建設工事に係る最低制限価格制度実施要領」

「1-8 沖縄県土木建築部低入札価格調査制度要領」